

第10回町議会臨時会

令和3年第10回町議会臨時会が11月26日に開かれました。審議された議案は次のとおりです。

可決された案件

- 工事請負契約の一部変更について
- 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 令和3年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第2号



新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に関するお知らせ

町では、国の指針に基づき、新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)を行います。今後の接種体制やスケジュールの詳細については、12月15日お知らせ版発行時に配布されている「新型コロナワクチン接種を2回完了した皆さまへ」をご覧ください。

接種の概要について

- 対象 ● 2回目接種完了から原則8カ月以上経過した18歳以上の方
- 回数 ● 1回
- 接種場所 ● 町の公共施設
- 接種時期 ● 令和4年2月下旬以降

予診票(接種券付き) 発送時期について

2回目接種完了時期	予診票発送時期(予定)	3回目接種時期(予定)
令和3年5月	令和4年1月上旬	令和4年2月下旬
令和3年6月・7月	令和4年2月	令和4年3月中旬以降
令和3年8月以降	令和4年3月以降	令和4年5月以降

問●美郷町新型コロナウイルス感染症対策推進室 ☎0187(84)4900

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関するお知らせ

子育て世帯を支援するための臨時特別給付金を支給します。なお、対象となる方については、12月に通知を発送しています。

支給対象について

- 次の①から④のいずれかに該当する方
- ① 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方
 - ② 高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童を養育する父母等
 - ③ 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育する父母等
 - ④ 児童手当の所得制限を超え、町独自の給付金の支給対象者

申請が不要な方

- ・ 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方
- ・ 令和3年9月1日から令和3年11月30日生まれの新生児を養育する父母等
- ・ 児童手当の所得制限を超え、町独自の給付金の支給対象者

申請が必要な方

- ・ 令和3年12月1日以降に生まれた新生児を養育する父母等
- ・ 高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)のみを養育している父母等
- ・ 所属庁から児童手当および特例給付を受給している公務員

支給額について

対象児童一人につき10万円を現金で一括給付します。

支給日について

【申請が不要な方】令和3年12月27日に支給しています。
【申請が必要な方】申請書を受け付け後、審査のうえ順次支給を行います。

申請期間について

1月4日(火)～2月28日(月)

申・問●町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)4914



令和3年分所得税の確定申告および令和4年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

令和4年1月1日現在で美郷町に住所登録をしている方の、令和3年1月1日から同年12月31日までの所得が対象となります。

期 間 ● 2月7日(月)～3月15日(火)

日 程 ● 10ページの日程表をご覧ください。

時 間 ● 午前の部：午前8時45分～正午(受付は午前11時まで)

午後の部：午後1時～午後4時(受付終了時刻)

※3月15日(火)は午前の部で終了します。

2月7日(月)から
3月15日(火)まで
所得税と町県民税の
申告相談が
始まります

会 場

【千畑地区】美郷町役場 3階 大会議室(エレベーターをご利用ください)

【六郷地区】美郷町中央ふれあい館 1階 ホール

【仙南地区】美郷町南ふれあい館 1階 和室

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・ 農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・ 給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・ 年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・ 勤務先で源泉徴収されていない方
- ・ 土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方(町県民税の申告をしたとみなされます)以外で下記にあてはまる方

- ・ 年末調整をした給与所得のほかに20万円以下の所得がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・ **収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方**

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを8ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告時に必要なもの

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
- ② 「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき

【給与や公的年金等の収入がある方】

- ③ 源泉徴収票の原本
- 【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】
- ④ 収支内訳書または帳簿など
- ⑤ 農産物の出荷証明書など
- ⑥ 必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など

※事業所得がある方は、収入金額や必要経費を事前に収支内訳書やノートなどへ整理・集計したうえでご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑦ 支払明細書や支払調書など
- 【各種控除を申告される方】
- ⑧ 社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→ 保険料を支払った証明書や領収書
- ⑨ 寄附金控除 → 支払った領収書や証明書
- ⑩ 障害者控除 → 障害者手帳など
- ⑪ 医療費控除 → 人ごと、医療機関ごとに集計した明細書

【所得税の還付申告をする方】

- ⑫ 通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

家族の分も申告される場合は、上記の申告時に必要なものをすべてお持ちください。